

学校いじめ防止基本方針

品川区立伊藤学園

令和8年4月1日改訂

1 基本理念

- (1) 「いじめは、重大な人権侵害であり、どんな理由があっても、絶対に許されない。」
そのため、教職員の意識および学校風土を醸成し、未然防止に努める。
- (2) 「いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学年でも起こりうる問題である。」
そのため、いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように努める。
- (3) 「いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命および心身を保護すること重視する。」そのため、教育関係機関等と連携して、組織的に早期発見・早期対応に努める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

- 冷やかしやからかい 悪口や脅し文句 嫌なことを言われる
- 仲間はずれ 集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり 遊ぶふりをして叩かれたり 蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり 叩かれたり 蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり 盗まれたり 壊されたり 捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと 危険なことをされたり させられたりする
- パソコンや携帯電話等で 誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消 ※少なくとも次の2つの要件を満たす

- いじめの行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上を目安とする）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者と面談等により確認）

(4) いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28号第1項）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命心身財産重大事態」という）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という）

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念に則り、在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりする役割を果たす。

イ 所掌事項

- 「学校いじめ防止基本方針」の策定・改訂・周知
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- 校区教育協働委員会、保護者会、学校だよりでの取り組みの周知
- スクールカウンセラーによる全員面接の計画・実施
- いじめの防止等に関する教員研修（年3回）の計画・実施
- アンケート調査、生活面談等の計画、実施
- 児童・生徒間のトラブルに関する情報収集・共有
- いじめの認知・解消に関する協議
- 対応方針の作成・役割分担
- 対応状況の確認、経過観察 等

ウ 会議（学校情報連絡会）

- 毎月2回程度、定例で開催する。
- いじめの疑いを発見・通報があった場合に都度開催する。

エ 委員構成

- 校長
- 副校長
- 生活指導主任
- 学年主任
- 養護教諭
- スクールカウンセラー
- 校長が必要と認める者

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 市民科学習等を通じて、「いじめに関する授業（トリプルチェンジ）」を意図的・計画的に、年3回以上実施する。児童・生徒にいじめの定義を理解させるとともに、人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う。
- イ 4年生と7年生を対象に、警察等を講師に招いてセーフティ教室を開催し、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど情報モラル教育を実施する。
- ウ 生徒会が中心となり、「伊藤学園九つの誓い」や「SNS 伊藤マモルくん」を策定し、児童・生徒が主体的にいじめについて考える機会を設定する。
- エ 児童・生徒、教職員、保護者、地域関係者等が、いじめ防止に対する意識を高めるため、6月・11月のふれあい月間中に「いじめ防止推進ウィーク」を設定し、児童・生徒、教職員がいじめ根絶バッジを身に付ける。
- オ 学校と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を保護者会や学校だより等で示して信頼関係を築く。
- カ 区教育委員会による支援チーム等の関係機関との連携をとり、組織的な対応に努める。
- キ 学校間および校種間での連携を強化し、入学児童・生徒および転入児童・生徒の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童・生徒情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。

(2) 早期発見のための取組

- ア 児童・生徒の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、1人1台端末を活用し、毎日の健康観察（デイケン）や毎月のいじめアンケート調査（いじめDアンケート）、年3回のこころの健康状態アンケート調査（NiCoLi）、年2回の学校風土D調査を実施する。
- イ いじめアンケート調査やこころの健康状態アンケートをもとに、児童・生徒と担任・学年教員が面談を年3回実施する。
- ウ 児童・生徒がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、担任への相談だけでなく、保健室や相談室の利用ができることを周知する。
- エ スクールカウンセラーによる全員面接を5年生と7年生で実施し、スクールカウンセラーとのつながりを作り、スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える。
- オ 年度初めや長期休業前に各種の相談機関等、児童・生徒が直接相談できる窓口について周知する。
- カ 教員が各学年のフロアの教室や教師コーナーに在駐し、児童・生徒の声掛けを行うと共に、中休み・昼休みには校庭・メディアセンター等の巡回を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
- イ いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。
- ウ 記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか(どのような対応を行ったか)」など、事実や対応が明確に分かるように作成する。
- エ 被害児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、加害児童・生徒への指導を徹底する。
- オ 被害児童・生徒の保護者および加害児童・生徒の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、被害児童・生徒への支援内容や、加害児童・生徒への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。
- カ 管理職は、いじめが発生したことを校区教育協働委員会に報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害の児童・生徒に対して、複数の教職員が授業中や休み時間に目を離さず観察を行ったり、必要に応じて登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。
- イ 被害の児童・生徒が登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行う。
- ウ 被害の児童・生徒の心理的ストレスや不安を解消するため、スクールカウンセラーとの面談等により、組織的・継続的な心のケアを行う。
- エ 加害の児童・生徒のいじめ行為は絶対に許されないことを指導すると共に、教職員全体で被害児童・生徒に寄り添い守り抜く姿勢を明確にし、指導体制を整えて再発を防止する。
- オ 加害の児童・生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーと連携してアセスメントを行い、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。
- カ 加害の児童・生徒の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。
- キ 加害の児童・生徒が自身の行為をいじめと認識しておらず、被害の児童・生徒が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の児童・生徒に相手が苦痛を感じていることを理解させる。その上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

- ク いじめの対処にあたり、学校の教職員、保護者（家庭）が、いじめについての共通認識をもって、対処できるよう関係保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指し、学校として組織的に対応していくことについて、保護者の理解を得る。
- ケ 学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童・生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。
- コ 「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。
- サ 区教育委員会に重大事態の発生を電話にて速やかに報告し、「学校いじめ対策委員会」における調査報告を区教育委員会教育長あてに重大事態の経緯を文書にて数日以内に報告する。
- シ PTA 役員会、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」会議等を開催し、事実や対応を報告して支援を依頼する。
- ス 必要に応じて、警察、子ども家庭支援センター・児童相談所等の関係機関と連携し、専門機関を通して対応する。
- セ 必要に応じて、地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）児童センター、すまいるスクール等の職員による声掛け、見守り等を依頼する。

6 教職員研修計画

- (1) 学校のいじめ対策について共通理解を図るため、年度当初に全教職員に「学校いじめ防止基本方針」について周知する。
- (2) 教員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるようにするために、区のいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修など、年3回以上実施する。
- (3) 一人一人の対応力を強化するため、年2回（ふれあい月間）、自己の取組を点検する機会を設定する。

7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の保護者会および校区教育協働委員会等において、いじめの定義やいじめ防止に向けた取組、いじめがあった際の対処など「学校いじめ防止基本方針」の内容について説明するとともに、市民科授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えて繰り返し説明し、理解を図る。
- (2) いじめの情報を得た場合には、学校・関係機関に速やかに連絡・相談するなどして、児童・生徒をいじめから保護し、いじめの防止等（「いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。」）の取組に協力するよう依頼する。
- (3) 携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、保護者に対して「SNS 家庭ルール」等の作成と活用を働きかける。
- (4) 6月・10月・1月の授業公開で「いじめに関する授業（トリプルチェンジ）」、7月・10月のセーフティ教室でSOSの出し方やインターネットやスマートフォンの安心安全な使い方等、学習した内容を学校だよりやHPで発信する。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

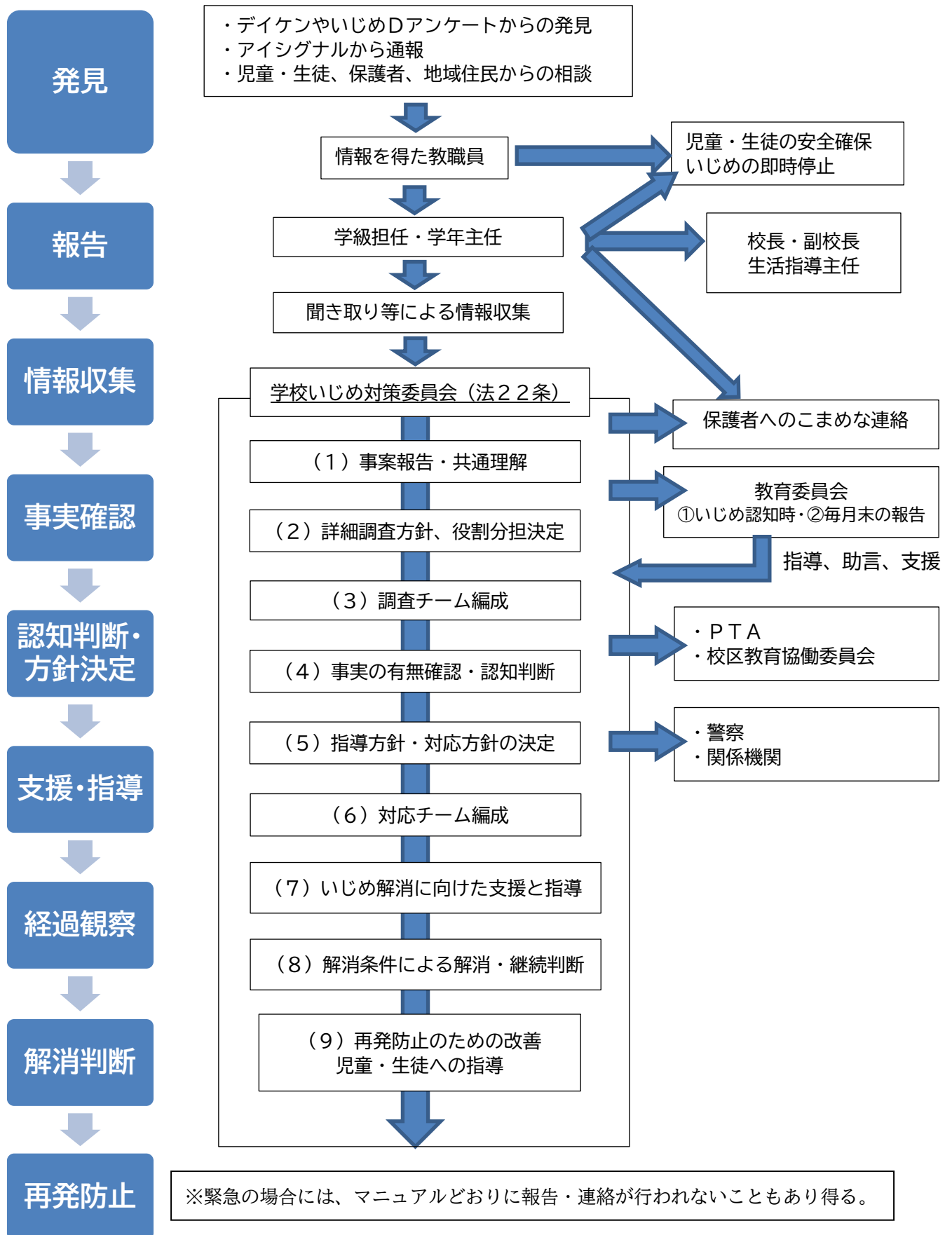
- (1) 社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すため、中学校区いじめ根絶協議会等を活用し、学校関係者と地域、家庭との連携し、保護者や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議会を開催する。
- (2) 児童・生徒の健全育成を推進するため、児童相談所、警視庁、少年センター、すまいるスクール、児童センター、民生・児童委員等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。
- (3) いじめの問題への対応を本校や区教育委員会が、いじめた児童・生徒へ必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子育て支援課、児童相談所、医療機関、スクールロイヤー等）との適切な連携を図る。

9 学校評価および基本方針改善のための計画

- (1) 学校風土D調査を年2回実施し、子どもたちが感じている学校の雰囲気や学校環境などを把握して、必要に応じて改訂を行う。
- (2) 年度末の校区教育協働員会で、児童・生徒、保護者による学校評価を通して、いじめ防止に関する学校の取組や児童・生徒の意識の醸成状況について評価・改善を行う。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
通年	○学校いじめ対策委員会の開催 (学校情報連絡会：月2回) ○いじめの定義、基本方針の理解 (職員連絡会：月2回)	○いじめ防止に向けた市民科の授業 (全学年：通年) ○「いじめ根絶バッジ」の活用 ○朝礼の校長・生活安全部長の講話	○デイケンの実施(毎日) ○いじめDアンケートの実施(月1回) ○NiCoLiの実施(学期1回) ○SC,巡回相談員、訪問心理士の観察と情報交換 ○全教員の輪番による登校時の挨拶運動 ○区教育委員会による支援チーム	○SCと保護者の面談による相談 (全学年：通年)
4月	・いじめ防止研修の参加 ・生活指導研修会①の開催 (年間計画・基本方針の確認)		・所在確認の調査日①(始業式) ・SCとの全員面談(5・7年) ・いじめ発見チェックシートの活用①(全学年)	・入学式と保護者会にて、学校いじめ防止基本方針の説明
5月	・品川教育の日①の開催 ・生活指導研修会②の開催 (配慮児童・生徒の確認)		・SCとの全員面談(5・7年)	・校区教育協働委員会①で報告
6月	・いじめ防止動画研修①の参加	・トリプルチェンジ①の授業(全学年) ・ふれあい月間①(いじめ防止ウィーク)	・学級風土調査①の実施(年2回) ・児童・生徒との二者面談①(全学年) ・SCとの全員面談(5・7年)	・地域健全育成運営協議会①の開催
7月		・セーフティ教室の授業(7年) ・SOSの出し方授業(7年) ・いじめ防止プログラムの授業(7年)	・学級診断アセスメント「Hyper-QU」の実施 (4～9学年：年1回) ・SCとの全員面談(5・7年)	・保護者との個別面談①にて説明・相談 ・校区教育協働委員会②で報告
8月	・いじめ防止動画研修②の参加			
9月	・品川教育の日②の開催	・いのちの授業(全学年) ・CAPワークショップ(3年) ・人権標語・ポスターの作成(全学年)	・所在確認の調査日②(始業式) ・いじめ発見チェックシートの活用②(全学年)	・地域健全育成運営協議会②の開催 ・校区教育協働委員会③で報告
10月		・トリプルチェンジ②の授業(全学年) ・セーフティ教室の授業(4年)		
11月		・ふれあい月間②(いじめ防止ウィーク)	・児童・生徒との二者面談②(全学年)	・保護者との個別面談②にて説明・相談
12月	・生活指導研修会③の開催 (配慮児童・生徒の情報交換) ・いじめ事例対応リーダー研修の参加		・学級風土調査②の実施(年2回)	
1月	・困難事例検討専門家研修①の参加	・トリプルチェンジ③の授業(全学年) ・いじめ防止プログラムの授業(4年)	・所在確認の調査日③(始業式) ・いじめ発見チェックシートの活用③(全学年)	・校区教育協働委員会④で報告
2月	・品川教育の日③の開催 ・困難事例検討専門家研修②の参加		・児童・生徒との二者面談③(全学年)	・校区教育協働委員会⑤で報告 ・保護者会にて、学級の様子を説明 ・地域健全育成運営協議会③の開催
3月	・困難事例検討専門家研修③の参加			